

I 短期大学認証評価の概要について

I 短期大学認証評価の概要について

1 認証評価の目的

大学基準協会が実施する認証評価は、以下の点を目的としています。

- ・各短期大学が個性、特徴を発揮し多様な発展を遂げることができるよう、当該短期大学の改善・改革を側面から支援する。
- ・認証評価をとおして、各短期大学の教育研究の質を社会に対し保証する。

2 大学基準協会が行う短期大学の認証評価の特色

大学基準協会の行う短期大学の認証評価は、以下のような特色を持っています。

(1) 達成度評価と水準評価

短期大学の評価を行うにあたっては、各短期大学が掲げる理念・目的・教育目標を尊重することを前提に、理念・目的・教育目標を達成するためにどのような努力が払われているか、それがどの程度達成されているかという観点からの評価（達成度評価）を行います。また、大学基準協会が定める短期大学基準に加え法令上の基準も踏まえつつ、教育研究条件をどの程度充足しているか等について、主に定量的な側面から短期大学の性格や規模等を加味した評価（水準評価）も行います。

(2) 特色ある取り組みの評価

短期大学が個性的で特色ある優れた取り組みを実施している場合には、これを積極的に評価し、当該短期大学の個性や特徴の一つとして社会にアピールします。

(3) ピア・レビューの重視

大学基準協会の認証評価は、短期大学の教育研究活動に十分な知識経験を有する教員を中心とした（ピア・レビュー）を基本原則としながら、外部有識者の協力も得て、評価の客観性や透明性を高めていきます。

(4) 短期大学の自己点検・評価活動への支援

大学基準協会は、認証評価の基礎となる各短期大学の自己点検・評価が、短期大学全体のあらゆる活動の的確な分析・評価と適切な改善方策を導き出すことが可能となるよう、認証評価申請の準備段階から支援します。具体的には、自己点検・評価の実施方法等に関する説明会を開催する他、短期大学からの要請に応じてその短期大学を訪問し、説明会を開催する等、個別にも対応します。また、自己点検・評価に関する事例研究会を開催する等、認証評価を申請しようとする短期大学関係者が自己点検・評価のあり方を論議する場も提供していきます。

(5) 短期大学への継続的な支援

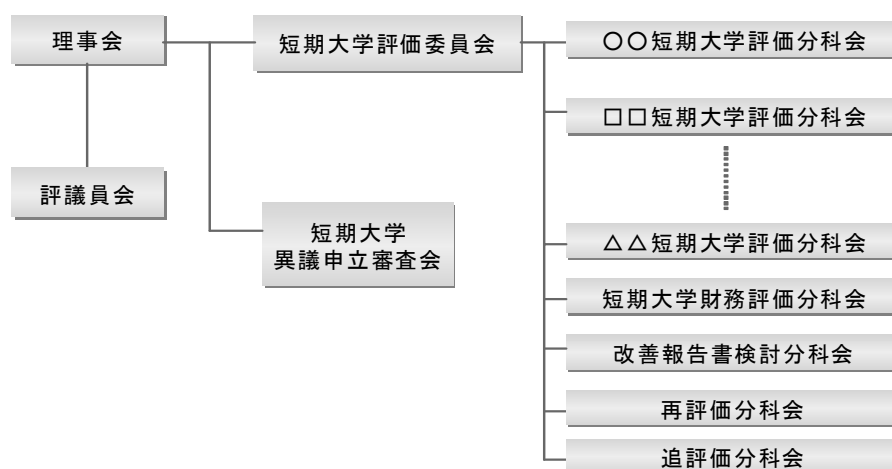
認証評価を受けた短期大学に対し、評価終了後の定められた時期に、評価結果で指摘された事項に対する改善の取り組み状況を記載した改善報告書の提出を求めます。このようにし

て、大学基準協会では、一定の周期ごとに認証評価を実施するにとどまらず、継続的な評価活動を通じて短期大学の改善を支援していきます。

3 認証評価の実施体制

短期大学の認証評価のための組織体制は、以下の通りです。

短期大学の認証評価組織図



○短期大学評価委員会

短期大学の認証評価を実施する中心委員会であり、委員長及び副委員長を含め、15名の委員（短期大学の教員12名と外部有識者3名）で構成されます。委員は、各短期大学からの推薦等に基づき、短期大学の教育研究等に識見を有する短期大学関係者から選出されます。

○短期大学評価分科会

短期大学評価委員会のもと、教育内容・方法や教員組織等を専門的見地から評価するとともに、管理運営、事務組織等短期大学全体に関わる事項を具体的に評価します。短期大学評価分科会の数や委員数については、申請短期大学の数や学科構成等を考慮した上で決定します。委員は、短期大学評価委員会の委員や各短期大学から推薦された評価員登録者等によって構成されます。

○短期大学財務評価分科会

短期大学評価委員会のもと、財務状況を具体的に評価します。委員は短期大学評価委員会からの推薦等に基づき、短期大学の学校会計等に精通した短期大学関係者によって構成されます。

なお、評価の公正性を担保するためには、評価プロセスの適切かつ効果的な運用の確保が必要であり、こうした評価プロセスを十全に運用していく上で、評価者の役割は極めて重要となってきます。大学基準協会では、評価者が共通理解をもって、公正かつ適切に、また効果的に評価活動が実施できるよう、当該年度の認証評価に携わる評価者を対象に評価者研修セミナーを実施します。

Ⅱ 2011（平成 23）年度「短期大学認証評価」の結果について

Ⅱ 2011（平成23）年度「短期大学認証評価」の結果について

1 短期大学認証評価結果の概要

2011（平成23）年度の申請短期大学は、公立の短期大学が1校でした。

評価の結果、1短期大学は本協会の定める「短期大学基準」に適合していると認定されました。（「Ⅲ 2011（平成23）年度「短期大学認証評価」結果」参照）。

2 認証評価結果の構成

認証評価結果は、「Ⅰ 認証評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 短期大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」の項では、「短期大学基準」に適合しているか否かについて、適合、期限付適合または不適合のいずれかが記されています。

「Ⅱ 総評」の項では、評価結果全体にわたる総合的所見を記してあります。

「Ⅲ 短期大学に対する提言」は、短期大学の長所をさらに伸長させる観点から提示する「長所」と、問題点に対する「勧告」、「助言」で構成されています。「勧告」「助言」はいずれも短期大学の改善・改革に資するために提示する点で共通しますが、「勧告」は、短期大学としてふさわしい最低要件を満たしていない事項や、改善・改革への取り組みが十分でない事項に対し義務的に改善を求めるものです。一方、「助言」は、短期大学としてふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示するもので、それらにどう対応するかは原則として各短期大学の判断に委ねられています。

3 申請短期大学について

申請短期大学は、以下の通りです。

（短期大学名五十音順）

（公立大学法人） 島根県立大学短期大学部

4 短期大学認証評価の組織体制

短期大学認証評価では、中心となる短期大学評価委員会のもとに、原則として短期大学ごとに分科会を設置することになっています。2011（平成23）年度においては、短期大学評価委員会のもとに1つの短期大学評価分科会を設置しました。また、財務に関しては、別途短期大学財務評価分科会を設けました。

以上の体制により、2011（平成 23）年度の短期大学認証評価は、短期大学評価委員会（委員 15 名）のもと、延べ 5 名の評価者によって行われました（「短期大学評価組織体制図」および「平成 23 年度短期大学認証評価関係委員会等名簿」参照）。

5 短期大学認証評価の経過

(1) 書面による評価

上記分科会にかかわる主査・委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請短期大学から提出された評価資料をもとに、達成度評価と水準評価の両側面から自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、各委員の評価所見をもとに主査・委員が分担して作成した分科会報告書（原案）をもとに審議を行い、その結果を主査が分科会報告書（案）として取りまとめました。

(2) 実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、申請のあった 1 短期大学に対して実地調査を実施しました。

実地調査では、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などの確認や、学生へのインタビュー、授業参観なども行いました。また、各分科会報告書（案）をあらかじめ当該短期大学に提示し、実地調査の際に同案の記載内容について確認する機会を設けました。このようにして、より正確かつ詳細に実態を確認することにより、実地調査の目的である評価の正確さを期すことに努めました。

(3) 評価結果の作成

実地調査などの結果を反映させたくて提出された各分科会の報告書をもとに、短期大学評価委員会は評価結果（委員会案）を作成し、同委員会案を当該短期大学に送付しました。

評価結果（委員会案）については、事実誤認などがあった場合に、「意見申立」を行う機会を設けており、今年度は、1 短期大学から意見申立がなされました。これを受け、短期大学評価委員会では、当該短期大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（最終案）を作成しました。

その後、評価結果（最終案）は評議員会および臨時理事会において承認され、正式な評価結果として確定しました。

6 改善報告書について

前述のとおり、評価結果においては、必要に応じて「長所」「勧告」「助言」を付しています。「勧告」を付された短期大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「助言」を付された短期大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、

一層の改善に努める必要があります。

「勧告」もしくは「助言」が付された短期大学は、それらの事項について3年後に改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の評価の特色のひとつであり、評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

資 料 編

平成23年度 短期大学評価委員会名簿

役名	氏名	所属
委員長	小口 春久	日本歯科大学東京短期大学
副委員長	馬場 重行	山形県立米沢女子短期大学
委員	雨宮 照雄	三重短期大学
委員	石橋 敬太郎	岩手県立大学盛岡短期大学部
委員	神谷 眞弓子	東海学院大学短期大学部
委員	窪田 和美	龍谷大学短期大学部
委員	小石川 正男	日本大学短期大学部
委員	佐藤 淳介	大分県立芸術文化短期大学
委員	西尾 宣明	プール学院大学短期大学部
委員	藤本 芳則	大谷大学短期大学部
委員	宮本 教雄	岐阜市立女子短期大学
委員	安田 尚道	常磐短期大学
委員	松本 香	公認会計士 松本香事務所
委員	山口 徹	株式会社 PHP 研究所
委員	山本 和彦	習志野市立習志野高等学校

平成23年度 短期大学評価委員会 分科会名簿

島根県立大学短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	馬場重行	山形県立米沢女子短期大学
委員	越智美智子	静岡県立大学短期大学部
委員	西尾宣明	プール学院大学短期大学部
委員	藤本芳則	大谷大学短期大学部
委員	真鍋久	会津大学短期大学部

平成23年度 短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏名	所属
主査	雨宮照雄	三重短期大学
委員	大津淳	会津大学短期大学部
委員	土橋正文	学校法人クラーク学園 和泉短期大学
委員	永井敏雄	学校法人相模女子大学

平成23年度 短期大学異議申立審査会名簿

役名	氏名	所属
審査長	八田英二	同志社大学
委員	植木俊哉	東北大学
委員	小出龍郎	愛知学院大学短期大学部
委員	滝澤正	上智大学
委員	千葉吉裕	全国高等学校進路指導協議会
委員	山下善久	山下法律事務所
委員	和田義博	和田義博会計士事務所